

早川臨時観光案内所手荷物一時預かり諸注意事項



1. 預入できないもの

- (1) 現金その他、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- (2) 遺骨、位牌、美術品全般
- (3) 動物・植物・魚介類（冷凍、冷蔵品を含む）
- (4) 揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
- (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
- (6) 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの
- (7) 法律で所持携帯を禁じられたもの
- (8) その他保管に適さないと認められるもの

2. 預入を拒否する者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき
- (2) 利用者が暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (3) 当協会に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者であると認められるとき。

3. 預入料金

1日1個1回につき500円（消費税含む）

ただし縦+横+高さの合計が160cmまでで重量25kg以下のものに限る

4. 預入期間

預入時から当日午後3時30分まで（最終受付午後3時）

※16時以降は早川臨時観光案内所が閉鎖されるため、当日の手荷物の受取りはできなくなります。その場合の手荷物の受取りは土日祝日であれば早川臨時観光案内所にて可能です。なお、料金につきましては1泊ごとに500円の追加料金がかかります。

5. 手荷物のお預かり及び引き渡し

- (1) 利用者は、本書に氏名その他必要事項を記入し、手荷物に添えて料金の支払いを行うことにより本サービスの利用の申し込みを行い、当協会は利用者到手荷物受取証を交付します。
- (2) 当協会は利用者から手荷物受取証の提出を受けたときは当該手荷物受取証に対応した手荷物を引き渡します。
- (3) 利用者は、手荷物受取証を紛失したときは、正当権利者であることを証明するに足る書類を提示し、手荷物の引渡しを請求するものとします。この場合、当協会は正当権利者であることを確認できないときは、手荷物を引き渡さないものとします。

6. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から手荷物預かり後、14日間を超えて受取りに来られなかった場合は処分をさせていただきます。

7. 預入できない物を預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項（預入できないもの）に該当する疑いのあるときは、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

8. お引取りのない場合等の処理

14日を経過してもお引取りのない預入品は、当方において所定の処分をし、その代金は保管料その他の費用に充当します。

9. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- (1) 1. (預入できないもの)に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- (2) 天災事変等の不可抗力による場合
- (3) 司法権等の発動により関係官公署から、収容品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (4) 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- (5) その他、当方の責めに帰さない場合

10. 個人情報の取扱い

本サービス提供のため、当協会が知り得た利用者その他の個人情報については、本サービスの遂行のために使用するものとします。